全トヨタ労連総合保障共済

2010年度

新ゆうゆう

総合パンフレット

重要事項説明書

退職後も安心保障!

年に一度の見直しの時期です。
契約内容を必ず確認しましょう。

新「ゆうゆう」に関する保障内容・お手続き関係・共済金のご請求などのお問い合わせは下記までお願いします。

新「ゆうゆう」コールセンター

0120-81-3401

受付期間 2010年1月6日(水)～2010年2月26日(金)
受付時間 月～金 10:00～18:00

全トヨタ労働組合連合会

「ゆうゆう共済」をご利用の皆様へ

日ごろより、「ゆうゆう共済」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、2010年4月1日より「ゆうゆう共済」は制度改定を行なうこととなりました。
新制度は「ゆうゆう」（正式名称:全トヨタ労連総合保障共済）となり、新たな保障が新設されました。
年に一度のこの時期に保障内容の見直しをしましょう。

募集期間と効力発生日（保障開始日）

募集期間　2010年1月29日（金）必着

効力発生日（保障開始日）　2010年4月1日

加入・継続加入申込書のご提出は同封の返信用封筒（ゆうゆうセンター宛）をご利用ください。

新「ゆうゆう」のポイント

Point1　「入院・手術保障」、「終身医療保障」が新設され、医療保障が充実しました。

Point2　「交通災害保障」の月掛金を引き下げました。現行90円▶新制度70円（100万円保障あたり）

【注意】ゆうゆう共済「医療共済」については、2010年4月より、新規契約の受付は終了となります。

2010年4月よりお問い合わせ窓口が変更となります。

2010年4月1日の新制度実施にともない、新制度の運営を行なう「ゆうゆうセンター」を新たに設立しました。
新「ゆうゆう」退職者会に関する下記のお問い合わせは「全トヨタ労連 ゆうゆうセンター」までお願いします。

新ゆうゆう 制度運営

- 各保障の契約管理
- 共済金の支払い
- 各種通知書の送付
- 保障に関する相談窓口 など

新ゆうゆう 退職者会における各種お手続き

- 各種保障制度のご説明
- 契約内容変更手続き
- 共済金請求事由の事故受付
- 共済金の請求 など

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」

〒471-0833
愛知県豊田市山之手8-131
全労済豊田会館5階
0565-25-1901
月～金9:00～17:30

新「ゆうゆう」の運営
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

新「ゆうゆう」の利用
組合員

新「ゆうゆう」保障ラインナップ

新「ゆうゆう」では以下に記載の5保障と4特約がラインナップされており、みなさまのライフスタイルに合わせて必要な保障を選んでご加入をいただくことができます。

保障（特約）名		特徴	保障期間	病気						けが							住宅災害	
				死亡・重度障害	入院・手術	三大疾病等入院	入院前後通院	先進医療	長期入院	死亡・重度障害	身体障害	入院・手術	入院前後通院	通院	先進医療	長期入院	火災・自然災害	借家人賠償
入院・手術保障	現「医療共済」	病気やけがによる入院・手術を保障します。	1年		●							●						
医療上乗せ特約	現「医療共済」	入院・手術保障の上乗せ保障として、入院前後の通院や長期入院などを保障します。	1年				●★1	●	●				●★1		●	●		
三大疾病特約	現「医療共済」	がん・脳卒中・急性心筋梗塞など三大疾病による入院・手術などを保障します。	1年			●★3												
終身医療保障	新設	病気やけがによる入院・手術を一生涯にわたり保障します。	終身		●							●						
終身生命保障		病気やけがによる死亡を一生涯にわたり保障します。	終身	●						●								
交通災害保障		交通機関に起因して発生した事故による死亡・入院・通院などを保障します。	1年							●	●	●★2		●★2				
火災保障		火災・落雷などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年														●	
自然災害保障		地震・風水害・盗難などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年														●	
借家人賠償責任特約	新設	火災・漏水などにより家主から損害賠償請求された場合に保障します。	1年															●

★1入院前後通院は、入院保障が支払われた場合に保障されます。　★2交通災害保障には手術による保障はありません。なお通院のみの場合でも対象となります。
★3三大疾病特約は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞を原因とする診断保障・入院保障・手術保障を含みます。
• 各保障の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所および重要事項説明書でご確認ください。

病気やけがによる入院・手術などに備えて

入院・手術保障

現「医療共済」加入のみなさまへ

2010年4月より、現「ゆうゆう共済」が新「ゆうゆう」に制度改定となります。それに伴い、現「医療共済」の取扱いが2010年3月末をもって終了し、新たに「入院・手術保障」に制度が変更となります。

引受団体 ●共栄火災・・・「医療保険（1年契約用）」　全トヨタ労連・・・「自家医療共済」

保障期間　2010年4月1日 ～ 2011年3月31日
（共栄火災引受分:2010年4月1日午前0時～2011年4月1日午後4時）

POINT
- ◆基本契約を入院・手術に絞ることで保障をシンプルにしました。
- ◆掛金を一律（二段階:満0歳～満59歳、満60歳～満79歳）とし、掛金負担を軽減しました。
- ◆三大疾病特約の新設により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞による入院・手術などが手厚くなりました。

1 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）		加入時年齢における保障額の範囲		
	新規加入	継続加入	加入時年齢	保障額の範囲	特約の付帯
ご本人	満15歳～満64歳	満79歳まで	満15歳～満64歳	日額3,000円～日額10,000円	●基本契約額と同額での加入となります。
配偶者					
その他家族（子ども・同居の親族）	満0歳～満64歳		満0歳～満64歳	日額3,000円・日額5,000円	

重要
- ●新規・増額の際は、加入申込書記載の「質問表C」への回答が必要となります。
- ●加入申込書の「職業告知」欄に必ずご記入ください。
- ●入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員および在職中に「ゆうゆう共済」に契約のあった退職者である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。

2 保障内容と保障額（加入タイプ）

基本契約（入院・手術保障）および各特約（医療上乗せ特約、三大疾病特約）の保障内容は以下のとおりとなります。

●基本契約

入院保障	手術保障
保障期間中に病気やけがで入院したとき入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術★1を受けたときに、手術の種類により、入院日額の40・20・10倍をお支払いします。

●医療上乗せ特約

長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障
保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、入院日額の60倍をお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、入院日額の200倍を限度にお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について入院日額の30%をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

●三大疾病特約

診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
保障期間中に右記「三大疾病の定義」にはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。（加入者の生涯にわたり1回のみ）なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。（加入者の生涯にわたり10回が限度）	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。（支払限度期間は入院開始日から180日目までの間）	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の40・20・10倍をお支払いします。

「入院・手術保障」にご加入の場合は、加入額（基本契約額）および加入タイプを加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ（特約なし）	C	基本契約 ＋ 三大疾病特約
B	基本契約 ＋ 医療上乗せ特約	D	基本契約 ＋ 医療上乗せ特約 ＋ 三大疾病特約

入院・手術保障（基本契約）		医療上乗せ特約			三大疾病特約		
入院保障	手術保障	長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障	診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
日額10,000円	10万円～40万円	60万円	最高200万円	日額3,000円	100万円	日額10,000円	10万円～40万円
日額 8,000円	8万円～32万円	48万円	最高160万円	日額2,400円	80万円	日額 8,000円	8万円～32万円
日額 5,000円	5万円～20万円	30万円	最高100万円	日額1,500円	50万円	日額 5,000円	5万円～20万円
日額 3,000円	3万円～12万円	18万円	最高 60万円	日額 900円	30万円	日額 3,000円	3万円～12万円

重要
- ★1 所定の手術とは、重要事項説明書で定める「入院・手術保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。

◆三大疾病の定義

急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病で、原則として以下の3項目のすべて満たすもの （1）典型的な胸部痛の病歴　（2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化　（3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの梗塞が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 （「上皮内癌」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除く）
上皮内新生物	上皮内新生物 ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮（頸）部の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 悪性新生物のうち「皮膚癌（悪性黒色腫を除く）」 ・皮膚のその他の悪性新生物

◆先進医療について

平成21年8月現在で93種類が設定されています。先進医療の費用は、患者は一般の保険診療と比較し、「先進医療費用」を多く負担することになります。

1. 「先進医療に係る費用」は患者が全額自己負担することになります。「先進医療に係る費用」は、医療の種類や病院によって異なります。詳細は厚生労働省HP（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/）の「先進医療を実施している医療機関の一覧」をご参照ください。
2. 「先進医療に係る費用」以外の、通常の治療を共通する部分（診察・検査・投薬・入院料など）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。

3 月掛金について

加入額に相当する月掛金をご確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日（2010年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入時年齢	加入できる方（保障額の範囲）		基本契約額（入院保障）	Aタイプ（基本のみ）	Bタイプ（基本＋医上）	Cタイプ（基本＋三大）	Dタイプ（基本＋医上＋三大）
満0歳～満59歳（新規・継続の場合）	組合員配偶者		日額10,000円	1,800円	2,200円	3,000円	3,400円
			日額 8,000円	1,440円	1,760円	2,400円	2,720円
		その他家族	日額 5,000円	900円	1,100円	1,500円	1,700円
			日額 3,000円	540円	660円	900円	1,020円
満60歳～満64歳（新規・継続の場合） 満65歳～満79歳（継続のみ）	組合員配偶者		日額10,000円	4,300円	6,000円	12,300円	14,000円
			日額 8,000円	3,440円	4,800円	9,840円	11,200円
		その他家族	日額 5,000円	2,150円	3,000円	6,150円	7,000円
			日額 3,000円	1,290円	1,800円	3,690円	4,200円

重要
- ●新規加入は満0歳～満64歳までとなります。
- ●満0歳～満59歳、満60歳～満79歳まで掛金が一律となります。
- ●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による月掛金となります。またご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。

一生涯の医療保障のために

終身医療保障

引受団体 ●全労済・・・「終身生命共済　終身医療プラン　ベーシックタイプ」

保障期間　2010年4月1日 ～ 終身保障

POINT
- ◆一生涯の医療保障を備えることができます。
- ◆入院・手術にしぼったシンプルな保障内容。
- ◆解約返戻金をなくして掛金を安くするしくみ（低解約返戻金特則）となっています。

1 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点） 新規加入	継続加入	保障額	ご加入について
ご本人 配偶者	満15歳～満75歳	終身	日額3,000円 ・ 日額5,000円	●効力発生日時点（2010年4月1日）で満0歳～満14歳までの方はご加入はできません。 ●ご家族のみの加入もできます。
その他家族★1				

重要

★1「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
●「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます（同居であることを要しません）。
●ご加入の際には、加入申込書記載の「質問表B」への回答が必要となります。
●加入申込書の「職業告知」欄に必ずご記入ください。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。
また職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断わりする場合があります。
●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「新総合医療共済」などの入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほかに、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

2 保障内容と保障額

「終身医療保障」にご加入の場合は、ご希望の保障額を加入申込書にご記入ください。

保障内容 ＼ 保障額	入院保障	手術保障
	保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目（日帰り入院も保障）から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分をお支払いします。	保障期間中に病気やけがで全労済所定の手術★2を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。
日額5,000円	日額5,000円	1回につき50,000円
日額3,000円	日額3,000円	1回につき30,000円

重要

★2所定の手術とは、重要事項説明書で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。

モデル例

●20歳（男性）が入院日額3,000円に加入した場合

早期の加入で退職後の掛金負担を軽減できます。

20歳の掛金
月掛金1,062円

加入時の掛金が一生涯変わりません

80歳の掛金
月掛金1,062円

重要

●終身医療保障では、加入時の掛金を一生涯払うことで、終身にわたって保障が継続するしくみとなっています。
加入年齢が若いほど月々の掛金もお手頃となることから、医療保障のベースとして加入することをおすすめします。

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。

●掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書でご確認ください。

3 月掛金について

加入額に相当する月掛金をご確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日（2010年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

（団体割引適用掛金）

効力発生日時点の満年齢［歳］	入院日額（加入額）3,000円 月掛金［円］ 男性	女性	入院日額（加入額）5,000円 月掛金［円］ 男性	女性
15	954	966	1,590	1,610
16	978	984	1,630	1,640
17	996	1,014	1,660	1,690
18	1,014	1,038	1,690	1,730
19	1,038	1,062	1,730	1,770
20	1,062	1,092	1,770	1,820
21	1,086	1,116	1,810	1,860
22	1,116	1,140	1,860	1,900
23	1,140	1,170	1,900	1,950
24	1,164	1,194	1,940	1,990
25	1,194	1,224	1,990	2,040
26	1,218	1,248	2,030	2,080
27	1,248	1,272	2,080	2,120
28	1,278	1,302	2,130	2,170
29	1,314	1,332	2,190	2,220
30	1,344	1,356	2,240	2,260
31	1,380	1,380	2,300	2,300
32	1,410	1,410	2,350	2,350
33	1,446	1,446	2,410	2,410
34	1,482	1,476	2,470	2,460
35	1,524	1,518	2,540	2,530
36	1,566	1,554	2,610	2,590
37	1,608	1,596	2,680	2,660
38	1,656	1,644	2,760	2,740
39	1,704	1,692	2,840	2,820
40	1,752	1,746	2,920	2,910
41	1,794	1,794	2,990	2,990
42	1,848	1,854	3,080	3,090
43	1,908	1,908	3,180	3,180
44	1,962	1,968	3,270	3,280
45	2,022	2,034	3,370	3,390

効力発生日時点の満年齢［歳］	入院日額（加入額）3,000円 月掛金［円］ 男性	女性	入院日額（加入額）5,000円 月掛金［円］ 男性	女性
46	2,088	2,100	3,480	3,500
47	2,154	2,166	3,590	3,610
48	2,214	2,226	3,690	3,710
49	2,286	2,298	3,810	3,830
50	2,364	2,376	3,940	3,960
51	2,442	2,454	4,070	4,090
52	2,526	2,538	4,210	4,230
53	2,604	2,616	4,340	4,360
54	2,688	2,706	4,480	4,510
55	2,778	2,796	4,630	4,660
56	2,874	2,898	4,790	4,830
57	2,964	2,994	4,940	4,990
58	3,066	3,102	5,110	5,170
59	3,180	3,222	5,300	5,370
60	3,294	3,342	5,490	5,570
61	3,402	3,462	5,670	5,770
62	3,528	3,600	5,880	6,000
63	3,654	3,744	6,090	6,240
64	3,786	3,894	6,310	6,490
65	3,924	4,056	6,540	6,760
66	4,074	4,224	6,790	7,040
67	4,230	4,410	7,050	7,350
68	4,398	4,602	7,330	7,670
69	4,566	4,812	7,610	8,020
70	4,752	5,022	7,920	8,370
71	4,944	5,256	8,240	8,760
72	5,148	5,490	8,580	9,150
73	5,352	5,742	8,920	9,570
74	5,574	6,006	9,290	10,010
75	5,802	6,282	9,670	10,470

一生涯の安心のために

終身生命保障

保障期間 2010年4月1日 ～ 終身保障
（災害死亡特約は満80歳まで保障）

POINT
◆一生涯の死亡保障を備えることができます。
◆災害時の保障が満80歳まで継続します。

引受団体 ●全労済・・・「終身生命共済」

1 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）		保障額	ご加入について
	新規加入	継続加入		
ご本人 配偶者	満15歳～満54歳	終身	300万円 500万円 （最高2,000万円）	●新規で加入をご希望される方は、月掛金等の詳細をゆうゆうセンターまでお問い合わせください。
その他家族★1	満0歳～満54歳			

重要
★1「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
●「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます（同居であることを要しません）。
●ご加入の際は、加入申込書記載の「質問表B」への回答が必要となります。
●加入申込書の「職業告知」欄に必ずご記入ください。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。
●過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。

2 保障内容と保障額

「終身生命保障」にご加入の場合は、ご希望の保障額を加入申込書にご記入ください。

保障内容 ＼ 保障額	死亡・重度障害保障（基本契約）	災害死亡特約
	保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障害★2となった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故など★3により、死亡した場合または所定の重度障害となった場合に、お支払いします。
500万円	500万円	500万円
300万円	300万円	300万円

重要
★2 重度障害とは、重要事項説明書で定める「身体障害等級別割合表」の「第1級・第2級・第3級（2・3・4）」の状態をいいます。
★3「不慮の事故など」とは不慮の事故またはこの会所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。

以下の条件を満たす場合は、死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

リビングニーズ共済金

余命6ヵ月以内と診断されたとき「病気による死亡共済金」に替えて「リビングニーズ共済金」を請求できます。
●リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書でご確認をください。

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ、保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは、以後掛金の払い込みが免除となります。
●掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書でご確認ください。

交通機関による不慮の事故に備えて

交通災害保障

保障期間 2010年4月1日 ～ 2011年3月31日

POINT
◆交通機関にかかわる事故や道路通行中の不慮の事故を幅広く保障します。
◆掛金を引き下げました。月90円▶月70円（100万円保障あたり）
◆死亡、入院、通院など幅広い保障があります。
◆海外で発生した交通事故も保障します。

引受団体 ●全労済・・・「交通災害共済」

1 加入できる方

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）		保障額の範囲	ご加入について
	新規加入	継続加入		
ご本人 配偶者 その他家族★1	年齢制限なし		100万円～500万円	●年齢・性別・健康状態に関わらずご加入いただけます。 ●ご家族のみの加入もできます。

重要
★1「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります。
●「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます（同居であることを要しません）。
●ご加入の際は、申込書記載の「質問表A」への回答が必要となります。

2 保障内容と保障額

「交通災害保障」にご加入の場合は、ご希望の保障額を加入申込書にご記入ください。

保障内容 ＼ 保障額	死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
	交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。	交通事故を直接の原因として所定の身体障害の状態になられたときにお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上の入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。★2	事故日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。
500万円	500万円	20万円～500万円	日額 10,000円	日額 5,000円
400万円	400万円	16万円～400万円	日額 8,000円	日額 4,000円
300万円	300万円	12万円～300万円	日額 6,000円	日額 3,000円
200万円	200万円	8万円～200万円	日額 4,000円	日額 2,000円
100万円	100万円	4万円～100万円	日額 2,000円	日額 1,000円

重要
★2 入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、通院保障をお支払いします。
●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。
また、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円となります。
●「交通災害保障」（全労済引受）に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額（500万円）の範囲でお申し込みください。
●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書でご確認ください。

3 月掛金について

加入額に相当する月掛金をご確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額（加入額）	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

4 例えばこんなときに保障します

●次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき

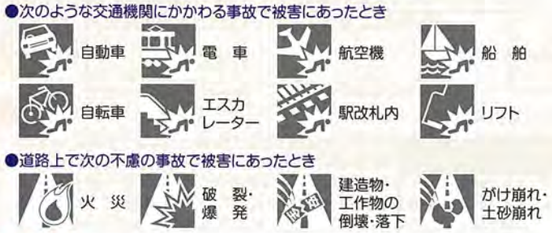

ご注意 歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

お支払い事例
通勤途中に駅改札内のエスカレーターが急停止したため転倒し転落。足を骨折し、10日間入院、5日間通院した。

入院保障…（10,000円×6日）＝60,000円
通院保障…（5,000円×4日）＋（5,000円×5日）＝45,000円

お支払い額 合計105,000円
（保障額500万円加入の場合）

大切な住まいを守るために

火災保障・自然災害保障

引受団体 ●全労済・・・「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

ご確認ください。
住宅の所在地や建物の内容（住宅のべ面積や同居家族人数など）に変更があった場合は必ずゆうゆうセンターにご連絡ください。

1 加入できる住宅または家財

住　宅	●日本国内の建物で、共済契約関係者が所有しかつ、人が居住している日本国内の住宅 ●共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅
家　財	●共済契約関係者が所有し、居住している日本国内の住宅内の家財 ●共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財

契約の対象とならないもの
1.現金・預貯金証書・有価証券・貴金属・美術品、自動車、家畜など
2.店舗専用の建物・営業用の商品、器具備品、設備など
3.空き家、別荘等、人が居住していない建物および、その建物内の家財

重要
●共済契約関係者とは、ご本人またはご本人と生計を一にする親族をいいます。

2 居住区分と各保障の加入条件

お住まいの建物の居住区分や住宅・家財契約の有無によって各保障（特約）の加入条件が異なります。以下の表をご確認のうえ、加入申込書にご記入ください。

居住区分	火災保障			自然災害保障		
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	加入タイプ	住宅	家財
持ち家（戸建て・マンションなど）	○	○	×	A	○	○
	○	—	×	B	○	—
	—	○	×	C	×	○
貸している家	○	×	×	B	○	×
借りている家（賃貸・寮・社宅など）	×	○	○	C	×	○

○：加入する　—：加入しない　×：加入できません

自然災害保障・借家人賠償責任特約の加入について

【自然災害保障】
1.自然災害保障に加入できる契約は、1物件につき1契約です。
2.火災保障に追加して自然災害保障に加入する場合は、自然災害保障への加入口数は火災保障と同口数（住宅・家財ともに）となります。
3.自然災害保障のみの加入はできません。

【借家人賠償責任特約】
1.借家人賠償責任特約は、火災保障の家財契約に付帯することができる特約となります。
2.借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円（20口）以上ご加入いただく必要があります。

3 建物構造について

お住まいの建物構造によって掛金単価が異なります。以下の建物構造区分よりお住まいの建物構造をご確認ください。

鉄筋	木造
1.外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する建物 ①コンクリート造　②コンクリートブロック造　③れんが造　④石造　⑤土蔵造 ※ALC板50㎜以上の厚さによる、ALC造は「コンクリート造」とみなします。 2.住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの	「鉄筋」の基準に該当しない構造の建物は木造契約となります。軽量鉄骨系プレハブ住宅、2×4（ツーバイフォー）住宅については木造となります。

主なメーカー製住宅の建物構造

住宅メーカー	商品名（型式）	建物構造区分
トヨタホーム	エスパシオシリーズ（エル、エル3、EF,QR、Mezzoなど）	木造
	シンセシリーズ（シンセ・ソレスト、シンセ・スマートステージなど）	木造
旭化成	ヘーベルハウス（キュービック、エヴァンスなど）	耐火構造（鉄筋）
積水化学工業	積水ハイムM-3（パルフェシリーズ、ドマーニシリーズなど）	木造
パナホーム	ソレジオシリーズ（AX,BX,ビーラインNRⅢなど）	木造
ミサワホーム	ミサワホームFC（センチュリーシリーズ、ジニアスシリーズなど）	木造

重要
●建物構造区分についてご不明な場合は、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

4 月掛金について

各保障の掛金単価は以下のとおりとなります。1口（10万円保障）あたりの月掛金

建物構造	火災保障	自然災害保障	借家人賠償責任特約
木造	6.0円	8.0円	4.0円
鉄筋	3.5円	4.5円	2.0円

火災保障　自然災害保障
借家人賠償責任特約

加入基準額および掛金算出方法

持ち家にお住まいの方					
加入条件	火災保障			自然災害保障	
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	住宅	家財
	○	○	×	○	○

○：加入可能　×：加入不可

家を貸している方					
加入条件	火災保障			自然災害保障	
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	住宅	家財
	○	×	×	○	×

○：加入可能　×：加入不可

借りている家にお住まいの方					
加入条件	火災保障			自然災害保障	
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	住宅	家財
	×	○	○	×	○

○：加入可能　×：加入不可

まずは 住宅・家財の加入基準額（加入限度額）を算出

住宅
住宅のべ面積（坪＝㎡÷3.3）　×　表1 1坪あたりの加入基準　＝　住宅の加入基準額 A　万円
坪数が端数となる場合は切り上げて整数にしてください。

家財
表2 住宅のべ面積／世帯主年齢／世帯人数　＝　家財の加入基準額 B　万円

他の火災保険等に加入の場合の計算式（住宅）
すでに他の火災保険（共済含む）に加入をされている場合は、加入基準額から現在加入の火災保険（共済）の加入額を差し引いた額を必要保障額としてください。
住宅の加入基準額 A　万円　－　他保険（共済）加入額　万円　＝　住宅の必要保障額 A'　万円

他の火災保険等に加入の場合の計算式（家財）
すでに他の火災保険（共済含む）に加入されている場合は、加入基準額から現在加入の火災保険（共済）の加入額を差し引いた額を必要保障額としてください。
家財の加入基準額 B　万円　－　他保険（共済）加入額　万円　＝　家財の必要保障額 B'　万円

加入基準額算出表

表1 住宅の加入基準額　最高限度額4,000万円（400口）

住宅構造区分	住宅の所在地	1坪（3.3㎡）あたりの加入基準
木造・モルタル等	東京・神奈川	80万円（8.0口）
	京都・大阪	75万円（7.5口）
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	70万円（7.0口）
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	65万円（6.5口）
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	60万円（6.0口）
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	55万円（5.5口）
鉄筋コンクリート	東京・神奈川	90万円（9.0口）
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	80万円（8.0口）
	上記以外の道県	70万円（7.0口）

●1口あたり10万円保障（火災保障）

表2 家財の加入基準額　最高限度額2,000万円（200口）

住宅のべ面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪（33㎡）以上	～29歳	300万円（30口）	700万円（70口）	800万円（80口）	900万円（90口）	1,000万円（100口）
	30歳代	500万円（50口）	1,300万円（130口）	1,400万円（140口）	1,500万円（150口）	1,600万円（160口）
	40歳代	600万円（60口）	1,700万円（170口）	1,800万円（180口）	1,900万円（190口）	2,000万円（200口）
	50歳～	700万円（70口）	1,800万円（180口）	1,900万円（190口）	2,000万円（200口）	2,000万円（200口）
10坪（33㎡）未満	上記の金額または700万円（70口）のいずれか少ない額					

掛金の算出

加入口数は住宅・家財・借家人賠償責任特約それぞれ2口単位（偶数口数）にしてご加入ください。

	必要保障額	÷10万円	申込口数	×	申込内容	1口あたりの掛金単価 木造	鉄筋		掛金合計
住宅	万円		□		火災保障＋自然災害保障	14.0円	8.0円	＝	住宅の掛金　円
家財	万円		□		火災保障のみ	6.0円	3.5円	＝	家財の掛金　円
借家人賠償責任特約	必要保障額（P14参照）　万円		□		借家人賠償責任特約	4.0円	2.0円	＝	借家人賠償責任特約の掛金　円

重要
●労働金庫などにより不動産（住宅）を担保に貸付を受けて、「質権火災保障の契約」をされている方は、上記「他の火災保険などに加入の場合の計算式（住宅）」の「他保険（共済）契約金額」へ「質権火災保障の契約額」を入れて計算してください。
●同一世帯の家財が、2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表2の加入基準となるように振り分けてください。
●複数の火災保険（共済）にご加入する場合、加入基準額を超えて加入された場合、共済（保険）金額が減額されて支払われる場合があります。
●CO・OP火災共済に加入の方は、重複して加入することができません。

火災保障

火災などのとき

火災　破裂・爆発　落雷　消火作業による冠水・破壊　他人の住居からの水漏れ

- 突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）
- 建物外部からの人為的な物体の落下・飛来（人為的な場合）
- 車両の飛込み

■火災等保障

保障期間中に以下の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損（住宅の70%以上の焼破損）	10万円	保障額の全額
半焼損・一部焼損（住宅の70%未満の焼破損）	—	保障額を限度とした再取得価額

＋

臨時費用保障
共済金の15%（200万円が限度）

再取得価額とは　住宅や家財が火災等にあったとき、時価額ではなく、新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額をいいます。

臨時費用保障とは　「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いします。

風水害などのとき

突風旋風　暴風雨　豪雨長雨　降雪　台風　洪水　雪崩　降ひょう　高波高潮

■風水害等保障

保障期間中に以下の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上		30,000円	300万円
半壊	住宅の損壊率	20%～70%未満		15,000円	150万円
一部壊★1	損害額	100万円を超える		4,000円	40万円
一部壊★1	損害額	50万円を超え100万円以下		2,000円	20万円
一部壊★1	損害額	20万円を超え50万円以下		1,000円	10万円
一部壊★1	損害額	10万円を超え20万円以下		500円	5万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	100～150cm未満	10,000円	100万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	70～100cm未満	7,000円	70万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40～70cm未満	5,000円	50万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40cm未満	3,000円	30万円
床上浸水	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm以上	3,000円	30万円
床上浸水	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm未満	1,000円	10万円

＋

臨時費用保障
共済金の15%

火災保障・自然災害保障 共通

●用語の解説

- 損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
- 床上浸水とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
- 床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。

※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

臨時費用保障とは　「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いします。

重要

★1一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
(1)住宅・家財いずれかのみの契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。
(2)支払われる共済金は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。
(3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
(5)物置・車庫（カーポート等）・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
(6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
(7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

「火災保障」・「自然災害保障」・「借家人賠償責任特約」のポイント

火災保障

火災などのとき　落雷・他人の住居からの水漏れ・車両の飛び込みなどを含む。
最高保障額　住宅 **4,000万円**　家財 **2,000万円**

風水害などのとき　突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など
最高保障額 **300万円**

諸費用保障　失火見舞費用保障　漏水見舞費用保障　修理費用保障
失火見舞費用保障では **100万円**　または保障額の20%のいずれか少ない額（1世帯40万円を限度）

臨時費用保障　共済金の **15%**（200万円を限度）

自然災害保障

火災保障にプラスしてさらに安心！

風水害などのとき　突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など
最高保障額 **3,000万円**

地震などのとき　火災・損壊
最高保障額 **1,200万円**

盗難保障　盗難による窃盗・汚損・き損
通貨（1万円以上）の盗難　最高保障額 **20万円**
預貯金証書の盗難　最高保障額 **200万円**
持ち出し家財の盗難　最高保障額 **100万円**
保障額を限度に再取得価額でお支払い

新設 借家人賠償責任特約

火災保障にプラスしてさらに安心！

火災、破裂・爆発、漏水等により貸主へ法律上の損害賠償責任を負った場合
最高保障額 **4,000万円**

自然災害保障

風水害などのとき

突風旋風　暴風雨　豪雨長雨　降雪　台風　洪水　雪崩　降ひょう　高波高潮

■風水害等保障

申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に以下の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上		50,000円	3,000万円
半壊	住宅の損壊率	50%以上		35,000円	2,100万円
半壊	住宅の損壊率	30%～50%未満		25,000円	1,500万円
半壊	住宅の損壊率	20%～30%未満		15,000円	900万円
一部壊★2	損害額	100万円を超える		10,000円	600万円
一部壊★2	損害額	50万円を超え100万円以下		5,000円	100万円
一部壊★2	損害額	20万円を超え50万円以下		2,000円	50万円
一部壊★2	損害額	10万円を超え20万円以下		1,000円	20万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	25,000円	1,500万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	100～150cm未満	18,000円	1,080万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	70～100cm未満	15,000円	900万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40～70cm未満	10,000円	600万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40cm未満	5,000円	300万円
床上浸水	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm以上	5,000円	300万円
床上浸水	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm未満	1,500円	90万円

重要

★2一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。
また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。
(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。
左記「重要」欄の(2)～(6)が適用となります。さらに、以下の事項が適用されます。
(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。
なお、風水害等保障における共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

火災保障

付随する保障など

失火見舞費用　漏水見舞費用　賃貸借契約による修理費用　持ち出し家財　住宅災害死亡　風呂の空だき

■諸費用保障

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときにお支払いします。

保障名	保障額（下記のいずれか少ない額）
失火見舞費用保障	100万円または保障額の20%（1世帯40万円を限度）
漏水見舞費用保障（鉄筋契約のみ対象）	50万円、または保障額の20%（1世帯15万円を限度）
修理費用保障（鉄筋契約のみ対象）	100万円、または保障額の20%

■持ち出し家財保障

旅行、買い物等の理由で住宅内から一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

保障額（下記のいずれか少ない額）
100万円または家財の保障額の20%

■特別保障（住宅災害死亡保障）

共済の目的である住宅・家財に火災等、風水害等で損害を原因として組合員（本人）または生計を一にする親族が死亡した場合にお支払いします。

保障額
1人につき1口あたり5,000円（1人300万円を限度）

■特別保障（風呂の空だき見舞金）

風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみ使用不能となったとき	2万円

借家人賠償責任特約

火災による損害賠償　漏水による損害賠償　破裂・爆発による損害賠償

■損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損した場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	保障額を限度とした損害賠償金の額（最高4,000万円）

【参考】

加入基準の目安	
借用戸室の面積	保障額
30㎡未満	500万円
30～49㎡未満	1,000万円
50～69㎡未満	1,500万円
70㎡以上	2,000万円

■賠償費用保障

損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、保障額を限度にお支払いします。

【具体的な費用の例】

①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用
※②、③については、書面による全労済の同意が必要です。

重要

- 火災保障（家財契約）に200万円（20口）以上加入している契約に付帯できます。
- 借家人賠償責任特約の加入は2口単位（偶数口数）で加入ください。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件でないこと。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされていること。
- 保障額は500万～4,000万円の範囲で任意の額を加入することができます。
- 借家人賠償責任特約のみの加入はできません。

地震などのとき

地震による火災　地震による損壊　噴火による火災　噴火による損壊　地震・噴火を原因とする津波による損壊

■地震等災害見舞金

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合に、地震等災害見舞金をお支払いします。

被害の程度	保障額
地震による火災（全焼）	最高300万円
地震による損壊（全壊）	最高200万円

重要

- この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別に、組合員の生活再建を目的として全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。
- 加入口数に応じて支払額が異なります。
- 貸家、空家の場合は対象となりません。

自然災害保障

付随する保障など

盗難　死亡および身体障害

■盗難保障

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に以下の支払い限度額の範囲で、お支払いします。

被害の程度	保障額
共済の目的である住宅・家財について生じた盗取、汚損、損傷	保障額を限度とした再取得価額
通貨（1万円以上）	20万円または家財の保障額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の保障額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の保障額の20%のいずれか低い額

重要

- 汚損、損傷による共済金は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限ります。
  ①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。　②預貯金が引き出されたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内（アーケード・地下街等もっぱら通路に利用されているものを除きます。）で、盗難にあうことをいいます。

■傷害費用保障

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、組合員または組合員と生計を一にする親族の死亡および身体障害の状態になった場合にお支払いします。

保障額
1口あたりの共済金額は最高10,000円で、1事故1名につき最高600万円

重要

- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、保障期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、組合員または組合員と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別割合表」に規定する身体障害の状態になった場合にその障害の程度に応じてお支払いします。

地震などのとき

地震による火災　地震による損壊　噴火による火災　噴火による損壊　地震・噴火を原因とする津波による損壊

■地震等保障

地震などにより共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全焼・全壊	70%以上	20,000円	1,200万円
半焼・半壊	20～70%未満	10,000円	600万円
一部焼・一部壊	損害額100万円超	2,000円	120万円

■地震等特別保障

住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。
（加入口数が20口以上の場合に限る）

重要

- 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- 共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合は一部焼・一部壊として共済金をお支払いします。
- 物置・車庫（カーポート等）・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- 損害額は全労済で定めた再取得価額にて算出し、損害の程度（支払ランク）を認定します。

統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語等の正式名称は異なりますが、当パンフレット部分ではわかりやすい様に保障名等を統一して記載しています。

引受団体	各社制度(商品)名	当パンフレット統一用語	各社保障名称等	当パンフレット統一用語
共栄火災	医療保険(1年契約用)	入院・手術保障	疾病入院保険金	入院保障 手術保障
			疾病手術保険金	
			傷害入院保険金	
			傷害手術保険金	
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障
			退院後通院共済金	退院後通院保障
			長期入院共済金	長期入院保障
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障
		三大疾病特約	診断共済金	診断保障
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障
			障害共済金	障害保障
			入院共済金	入院保障
			通院共済金	通院保障
	終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金	死亡保障
			重度障害共済金	重度障害保障
			災害死亡共済金	災害死亡特約
			障害共済金	
	終身生命共済 (終身医療プラン・ベーシックタイプ)	終身医療保障	病気入院共済金	入院保障 手術保障
			手術共済金	
			災害入院共済金	
			災害手術共済金	
	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金	火災等保障
			風水害等共済金	風水害等保障
			臨時費用共済金	臨時費用保障
			諸費用共済金 失火見舞費用共済金	諸費用保障 失火見舞費用保障
			諸費用共済金 漏水見舞費用共済金	諸費用保障 漏水見舞費用保障
			諸費用共済金 修理費用共済金	諸費用保障 修理費用保障
			持ち出し家財共済金	持ち出し家財保障
			特別共済金 住宅災害死亡共済金	特別保障 住宅災害死亡保障
			特別共済金 風呂の空だき見舞金	特別保障 風呂の空だき見舞金
			地震等災害見舞金	地震等災害見舞金
	自然災害共済	自然災害保障	風水害等共済金	風水害等保障
			地震等共済金	地震等保障
			地震等特別共済金	地震等特別保障
			盗難共済金	盗難保障
			傷害費用共済金	傷害費用保障
	借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障
			賠償費用共済金	賠償費用保障
共通	その他		保険金	共済金
			保険料	掛金
			保険金額・共済金額	保障額・加入額
			契約者 主たる被保険者	ご本人
			被共済者 被保険者	加入者

各保障ごとの保険料控除について

新「ゆうゆう」の各保障における保険料控除の取扱いは以下のとおりとなります。

保障名(特約)	保険料控除の対象	保険料控除の種類	詳細
入院・手術保障	○	生命保険料控除	損害保険会社引受分のみ対象
交通災害保障	×	—	対象外
終身生命保障	○	生命保険料控除	保険料控除の対象
終身医療保障	○		
火災保障	○	地震保険料控除	自然災害保障の「地震等損害部分」にあたる掛金が対象

●保険控除の詳細については重要事項説明書の各社該当頁をご確認ください。

一斉展開時以外の各保障の取扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取扱いについては以下のとおりとなります。
加入・変更・解約等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、ゆうゆうセンターまでご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約
入院・手術保障	△1	△1	×	○
医療上乗せ特約★1	△1	△1	×	○
三大疾病特約★2	△1	△1	×	○
交通災害保障	△1	×	×	○
終身生命保障	△1	△1	×	○
終身医療保障	△1	△1	×	○
火災保障	○	○	○	○
自然災害保障★3	○	○	○	○
借家人賠償責任特約★4	○	○	○	○

△1:他の保障を見直して加入・増額をする場合
★1:医療上乗せ特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。
★2:三大疾病特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。
★3:自然災害保障は、火災保障と同時であれば中途加入・中途増減・中途解約ができます。(自然災害保障のみの中途加入・中途増減・中途解約はできません。)
★4:借家人賠償責任特約の加入は、火災保障の家財契約(20口以上)の加入が必要となります。
●中途加入・中途増額をされる保障によっては、申込時点の健康状態などによって保障額の制限または加入をお断りさせていただく場合があります。
●新規加入、追加、変更などのお手続きおよび効力発生日については、ゆうゆうセンターにてご確認ください。
●期の途中の加入・変更(増・減額)は毎月1日の発効となり、解約については当月末解約となります。
●火災保障の中途加入・中途増額は毎月1日の効力開始となる取扱いのほかに加入日以降の日付で効力開始とする取扱いもできます。
詳細はゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

ご契約にあたって（注意事項）

共済金の請求方法

新「ゆうゆう」における共済金の請求窓口は、全トヨタ労連ゆうゆうセンターとなります。

共済金請求の流れ

病気やけが、住宅災害による共済金を請求する場合は、まず事故報告をゆうゆうセンターまで行ってください。
事故報告の受付後、請求書類一式を送付します。（住宅災害については、引受団体より連絡させていただきます。）

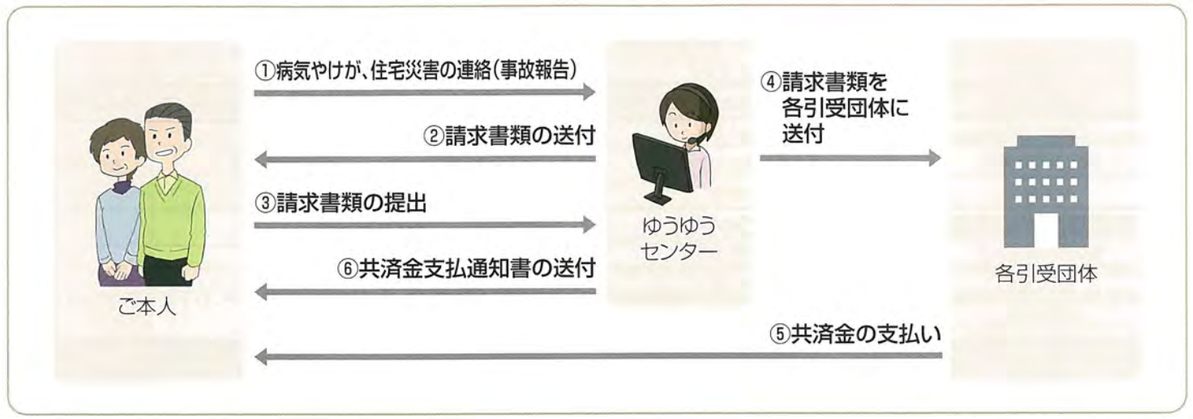

お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求の詳細は以下のとおりとなります。

①病気やけがの連絡

請求事由が発生した場合は、ゆうゆうセンターまで事故報告を行います。

全トヨタ労連　ゆうゆうセンター　TEL（0565）-25-1901
受付時間　月～金　9:00～17:30

【ご報告いただく主な内容】

- ·氏名、生年月日、住所
- ·事故（支払事由の発生日時）、場所
- ·傷病や事故の内容（具体的に）
- ·警察、消防署への届出の有無（けが、事故の場合）
- ·今後の治療予定（入院、通院、手術、自宅療養等詳しく）
- ·賠償保障を請求する場合は、相手方の連絡先等
- ·共済金請求関係書類の有無（必要な書類が手元にあるかの確認）
- ·住宅の被害状況等
- ●火災保障は事故発生報告受付後、引受団体より連絡させていただきます。

②請求書類の送付

事故報告の受付後、ゆうゆうセンターより請求書類一式を送付します。

③請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に必要事項を記入し、その他必要書類とともにゆうゆうセンターへご提出ください。

④請求書類を各引受団体に送付

ゆうゆうセンターにて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤共済金の支払い

共済金は各引受団体（全労済、全トヨタ労連、損害保険会社）から請求書類に記載された指定口座へお支払いします。

⑥共済金支払通知書の送付

ゆうゆうセンターより「共済金支払通知書」を送付します。

新「ゆうゆう」
退職者会のみなさまへ

2010年度
商品（制度）内容のご説明

全トヨタ労連 総合保障共済

新ゆうゆう

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

申込書提出〆切日／2010年 1月29日
効力発生（保障開始）日／2010年 4月1日
申込書提出先／全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、総合パンフレット、加入・継続加入申込書とともに内容を充分ご確認ください。また、当説明書は契約発効（保障開始）日後も保管してください。なお、ご不明の点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。

全トヨタ労働組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会　｜　共栄火災海上保険株式会社

目次

P20 新「ゆうゆう」全保障（全引受団体）共通事項
P21 全労済　引受契約　共通事項
P23 損害保険会社　引受契約　共通事項
P26 入院・手術保障　全体概要
P26 入院・手術保障　損害保険会社「医療保険（1年契約用）」
P28 入院・手術保障　全トヨタ労連「自家医療共済」
P30 終身生命保障　全労済「終身生命共済」
P33 終身医療保障　全労済「終身生命共済」
P36 交通災害保障　全労済「交通災害共済」
P38 火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障　共通事項
P39 火災保障　全労済「風水害等給付金付火災共済」
P42 借家人賠償責任特約　全労済「借家人賠償責任特約」
P44 自然災害保障　全労済「自然災害共済」
P47 資料（各保障に関する関連情報）

新「ゆうゆう」全保障（全引受団体）共通事項

全トヨタ労働組合連合会（以下、全トヨタ労連）は総合保障共済「新「ゆうゆう」」（以下、新「ゆうゆう」）を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、全労済）、共栄火災海上保険株式会社（以下、共栄火災）を幹事会社とする損害保険会社（以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災、三井住友海上火災、あいおい損害保険です）、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品（制度）により、保障名および共済（保険）用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は総合パンフレットP.16を参照してください。

1 新「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則（以下、実施規則）にもとづき、新「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称		規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連　規約		全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規程		新「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則		全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
	同　共通規程		
	同　自家生命共済規程		
	同　自家医療共済規程	全労済、損害保険会社が引き受ける保障メニューは、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります
	同　診断書料補助規程		

2 引受団体と根拠規程

新「ゆうゆう」の各保障を引き受ける団体・会社（以下、引受団体）と根拠規程、および各引受団体の引受割合は以下のとおりです。

保障メニュー	制度（保障内容）	引受団体と根拠規程（規約・定款など）	引受割合（%）
入院・手術保障	基本契約　入院・手術	損害保険会社「医療保険（1年契約用）」	100%
	三大疾病特約	全トヨタ労連「自家医療共済」	
	医療上乗せ特約		
終身生命保障	死亡・重度障害	全労済「終身生命共済」	
終身医療保障	入院・手術		
交通災害保障	死亡・入院・通院など	全労済「交通災害共済」	
火災保障	住宅災害（火災など）	全労済「風水害等給付金付火災共済」	
	借家人賠償責任特約		
自然災害保障	住宅災害（風水害、地震など）	全労済「自然災害共済」	

3 契約（加入）者および加入できる方について

新「ゆうゆう」に契約（加入）できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に新「ゆうゆう」に契約があった退職者です。加入できる（保障の対象となる）方は、保障メニューごとに異なりますので、各保障の重要事項説明および総合パンフレットの該当ページを参照ください。

4 効力発生日（保障開始日）と共済（保険）期間について

新「ゆうゆう」の効力発生日（保障開始日）は毎年4月1日です。共済（保険）期間は同日から翌年3月31日まで（損害保険引受部分は翌年4月1日午後4時まで）の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。また、一定の条件を満たせば契約期間中途での加入も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日（損害保険引受部分は翌年4月1日午後4時まで）となります。

5 掛金の払込方法について

掛金は月払いです。ご指定の金融機関より口座振替となります。

6 加入・継続加入申込書の記入（契約締結）について

契約（加入）にあたっては契約者（本人）および加入者（保障の対象となる方）が、重要事項説明書、総合パンフレット、加入・継続加入申込書（以下、加入申込書）の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただき全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」（以下、ゆうゆうセンター）へ提出してください。

7 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込日（告知日）」とします。申込日（告知日）はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者（本人）が自書ください。

8 契約（加入）の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約（加入）が成立したものとみなし、保障は2010年4月1日または共済規程などに定める効力発生日（保障開始日）より開始します。

9 共済（保険）金請求に関する時効

共済（保険）金の請求手続き（請求する権利）には3年の時効期間があります。ご注意ください。

10 異議申し立て

契約（加入）および共済（保険）金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、契約（加入）者（本人）がゆうゆうセンターに対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する契約（加入）者（本人）から届け出された住所宛に通知します。

11 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

12 共済（保険）金等の受取人

共済（保険）金は、各商品の引受団体規程（事業規約・保険約款）等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当説明書の各商品（制度）の該当箇所を確認ください。

13 個人情報の共同利用等に関する事項

【1】個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済（保険）金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所を確認ください。

各引受団体（保険会社）のホームページ

- 全トヨタ労連　http://www.fine.or.jp/
- 全労済　http://www.zenrosai.coop
- 共栄火災　http://www.kyoeikasai.co.jp/（当説明書P.23）

【2】個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体が、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

【3】個人情報の「共同利用・提供」について

新「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済（保険）金のご請求・お支払いに関する情報は、上記利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、上記利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは、次の項目になります。❶データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 ❷加入申込書記載事項（契約者情報・加入者情報・契約内容） ❸年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額） ❹共済金支払に関する事項 ❺全トヨタ労連および加盟組合経由の共済金支払手続事項（支払通知書ー契約者情報・加入者情報、共済事由、共済金の額）

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社

全労済 引受契約 共通事項

1 全労済の共済（引受契約）に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合（全労済都道府県本部および新潟県総合生協、以下「県労済」）の連合会です。県労済は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、県労済運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金の払込方法は、所属する労働組合と該当の県労済が協議決定した内容に沿って対応させていただきます。
なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き共済を契約されない場合には、速やかに最寄りの県労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上共済を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

2 申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）について

全労済および全トヨタ労連が引受団体となっている保障について、契約申込者または契約者（以下、契約者等）は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフ）をすることができます。クーリングオフをする場合には、お申し込みのすべてについて撤回等をしてください。なお、損害保険会社の引受分は団体保険契約のためにクーリングオフのしくみはありません。

※クーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類・申込日・契約者等の氏名および住所とともに、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、ゆうゆうセンターへ提出してください。

※クーリングオフが確定した場合、該当契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返します。

3 共済金受取人

(1) 共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。
(2) 共済金受取人は、契約者（組合員）とします。
(3) (2)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、下記の各号のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、下記の各号の順序により、第❶号から第❺号の順番になります。なお、❷号から❺号の中では記載の順番になります。 ❶契約者の配偶者　❷契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹　❸契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹　❹第❷号に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹　❺第❸号に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4) (3)の規定において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
(5) 契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、上記(3)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または上記(3)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

(6) 全労済は、(5)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
(7) (6)の規定により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡しその後に新たな死亡共済金受取人が指定されていないときは、(2)および(3)に規定する順位および順序とします。
(8) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

4 都道府県労働者共済生活協同組合定款(組合員に関する条文抜粋)

【組合員の資格】 第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

【届出の義務】 第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

【自由脱退】第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行なったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

【法定脱退】第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。 (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

【除名】第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
(1)3年間この組合の事業を利用しないとき (2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
2 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

※定款の全文につきましては、所属の各都道府県の全労済へお問い合わせの上、ご確認をお願いします。

5 個人情報保護について

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、当会を含む生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、後述する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
共済金のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。※個人情報の取扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(http://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

6 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預りしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合せください)

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZEMS Zenrosai Environmental Management System

ZENROSAI NEWS

6009V021(2009.12)

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

商品の仕組み

(1)団体契約の仕組み
本契約は、全労済を契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2)保険期間(保険のご契約期間)
保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の中途でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3)保険料について
①団体割引率について
団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)および入院・手術保障(医療保険(1年契約用))の合算被保険者数、休業保障(普通傷害保険(所得補償特約)および賠償保障(交通事故傷害保険(賠償責任補償特約)))ならびに長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の合算被保険者数がそれぞれ1万名以上であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただく場合があります。
②過去の損害率による割引率について
保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「医療保険(1年契約用)」の保険料は、損害率による割引25%を適用しています。割増引率は2009年3月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。
※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。
③加重平均料率について
「医療保険(1年契約用)」は、0歳~59歳と60歳~79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。
※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

1 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

2 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

3 解約手続き・解約返れい金の有無

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

4 保険金をお支払いする事由が発生したときは

(1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆうゆうセンターへご通知ください。
(2)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害または疾病の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

5 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は90%まで補償されます。

その他ご注意いただきたいこと

1 お客様に関する情報の取扱い

(1)お客様に関する情報の取扱いについて
本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

(2)引受保険会社における情報の取扱いについて
■情報の利用目的について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。
○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供 ○保険事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。) ○引受保険会社、そのグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営

■情報の第三者提供について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
○前記（情報利用の目的について）に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（全トヨタ労連・保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合　○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合　○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
■共同利用について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、（社）日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合　○引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合　○全トヨタ労連総合保障共済新「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合　○全トヨタ労連総合保障共済　新「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合
注）引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp/）または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

2 ご注意いただきたいこと

（1）共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社（■幹事保険会社:共栄火災、■非幹事保険会社:東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおい損害保険）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。ただし入院・手術保障「医療保険（1年契約用）」については共栄火災が単独で引受を行います。

（2）保険金の請求・死亡保険金受取人
①保険金請求権は、被保険者が有します。
②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

（3）保険金の代理請求について
被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がいないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

3 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書（および質問表回答欄）の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、パンフレットの記載内容、「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書（および質問表回答欄）にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認いただきたい事項〉
■補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
■保険金額（ご契約金額・契約タイプ・加入口数）
■保険期間（ご契約期間）
■保険料・お支払方法（払込方法）
■被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
■加入申込書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業職種』等）
※「入院・手術保障」にご加入のそれぞれの方が、健康状態に関する質問表C（入院・手術保障用）についてもご確認ください。
また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、以下の健康状態告知確認書の内容もご確認ください。
■重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

4 健康状態告知確認書（正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項）

◆「入院・手術保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

（1）告知の重要性について
□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者には健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

（2）加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知（ご記入）ください
□ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。
□書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者）が、加入申込書にご回答ください。

（3）正しく告知いただかなかった場合の取扱い
□加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。
□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては保険金のお支払いができることがあります。

（4）傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い
□共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご契約をお断りさせていただくこともあります。

（5）告知いただいた内容の共栄火災による確認について
□共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入のお申し込み後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、ご加入者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

（6）効力発生日（保障開始日）前の発病等の取扱い
□ご加入のお申し込みをいただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日（保障開始日）といいます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日（保障開始日）前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。

（7）「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意
□現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入をお申し込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たにご加入のお申し込みをされる保険の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。
□新たにご加入される保険の効力発生日（保障開始日）前に原因が生じていた病気やケガについては、新たにご加入の保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

（※）この書面による説明および加入申込書の質問表にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入をお申込みいただきますようお願い申しあげます。
（※）この健康状態告知確認書は、ご加入のお申し込み後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

〈全般的な事項〉
□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いします。

入院・手術保障【医療保険（1年契約用）】の補足事項
□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
□「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
•市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
•医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用
□「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。

〈質問1について〉
□病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。

〈質問2について〉
□「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け（初診）、その際に医師から2週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は2週間となります。また、通院は1日でも合計2週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は2週間となります。

〔例1〕初診日から終診日まで2週間

〔例2〕初診日から終診日まで2週間

保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。

A0914430E1467（2009.12）

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障（以下、入院保障）は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。（ ）は引受割合です。

保障内容	基本契約		三大疾病特約			医療上乗せ特約		
引受団体	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療
損害保険会社	○（100%）		—			—		
全トヨタ労連	—		○（100%）			○（100%）		

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険（1年契約用）」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を100%引受けています。

契約概要 損害保険会社「医療保険（1年契約用）」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）団体契約の仕組み

損害保険会社引受契約「重要事項説明書（共通事項）（23～25ページ）」を参照ください。

（2）商品の仕組み

被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガにより入院した場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

（3）補償内容（主な支払事由、保険金をお支払いする場合）

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数（1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間）
疾病手術保険金	被保険者が、病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき（注）時期を同じくして2種類以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、疾病入院保険金日額×給付倍率（40倍、20倍、10倍）
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのけがの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数（1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間）
傷害手術保険金	被保険者が、ケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき（注）時期を同じくして2種類以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、傷害入院保険金日額×給付倍率（40倍、20倍、10倍）

（4）引受条件（ご契約金額等）

①ご契約金額（入院保険金日額）につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、総合パンフレットをご参照ください。

②新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約　組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料

満年齢（保障開始日時点）	契約入院日額 3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
0歳～59歳	540円	900円	1,440円	1,800円
60歳～79歳	1,290円	2,150円	3,440円	4,300円

3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、「指定口座からの自動振替」となります。詳細はゆうゆうセンターへご確認ください。

4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約手続き・解約返れい金の有無

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険（1年契約用）」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店・共栄火災までお問い合わせください。

1 告知義務等

ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

①ご加入者には、加入のお申し込みに際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の生年月日・満年齢
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

2 保険金をお支払いできない主な事由

●以下の事由で身体障害を被った場合
①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動（＊）
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（＊）
⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（＊）
⑦頸部症候群（むちうち症）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの

●以下の傷害による身体障害を被った場合
①運転資格を持たず、または酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
②地震、噴火もしくはこれらによる津波によって被った傷害、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（＊）
③刑の執行によって被った傷害
④精神障害を原因とする事故

●アルコール依存症及び薬物依存による入院

（＊）これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

●入院または手術の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときなど

3 ご加入後の留意事項

控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。

4 クーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）

5 保険の効力発生日（保障開始日）

6 解約手続き・解約返れい金の有無

7 保険金をお支払いする事由が発生したときは

8 保険会社破綻時の取扱い

9 お客様に関する情報の取扱いについて

10 ご注意いただきたいこと

11 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

12 健康状態告知確認書

上記4～12の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書（共通事項）（23～25ページ）を参照ください。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

3 加入できる方

損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

4 共済掛金について

全トヨタ労連は「三大疾病特約」「医療保障上乗せ特約」の100%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】三大疾病特約

三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円（入院日額）となります。

	発効日満年齢　0~59歳						発効日満年齢　60~79歳					
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	360	600	960	1,200	1,200	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000	8,000	8,000

【2】医療上乗せ特約

	発効日満年齢　0~59歳						発効日満年齢　60~79歳					
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	120	200	320	400	400	400	510	850	1,360	1,700	1,700	1,700

5 共済金をお支払いする場合

【1】三大疾病特約

①診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額×100倍 加入者の生涯にわたり1回のみ支払い
脳卒中診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の支払いが限度

②三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病入院共済金	加入者が、当特約「診断共済金（上記参照）」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金（26ページ参照）」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額×入院日数

③三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病手術共済金	加入者が、当特約「診断共済金（上記参照）」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金（26ページ参照）」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額×所定の支払割合（40倍、20倍、10倍）

【2】医療上乗せ特約

①入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院共済金および退院後通院共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること　②左記①の入院と同一原因による通院であること　③次に掲げる期間中の通院であること •入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 •退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高90日を限度	入院共済金日額×0.3×通院日数

②長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上の入院、または連続して180日以上の入院	入院共済金日額×60

③先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①病気入院共済金の支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②病気入院共済金の支払われる入院の原因となった疾病の治療を直接の目的とした先進医療による療養 ③共済期間（契約期間）中の高度先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額（入院日額の200倍を限度）

6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（21ページ）を参照ください。

7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

8 共済掛金の生命保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は生命保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度をゆうゆうセンターに連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

（1）契約者または加入者の故意または重大な過失
（2）加入者の知的障害（精神遅滞）、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病
（3）不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合
　①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
　②加入者の重大な過失　③加入者の犯罪行為　④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
　⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故　⑥加入者の精神障害または泥酔
（4）原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

4 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

（1）契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方」の範囲外であったとき
（2）契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
（3）契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
（4）契約者が発効日・更新日にすでに退職者会を脱退していたとき
（5）共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）
（6）申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
（7）契約者の意思によらない契約を申し込まれたとき
（8）契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

5 契約が解除となる場合

下記の場合には契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

（1）契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
（2）契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき
※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

（1）加入者が死亡したとき　（2）基本契約が消滅したとき

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約 死亡	基本契約 重度障害	災害死亡特約 災害死亡	災害死亡特約 災害重度障害
全　労　済	100%		100%	

この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済　終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（21～22ページ）を参照ください。

3 加入できる方

【1】契約者との続柄が下記の範囲である方

①契約者（組合員、以下同じ）ご本人
②契約者の配偶者（内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。）
③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

【2】申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方。

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日（告知日）から過去1年以内に受けたものが有効です。
①勤務先の定期健康診断書　②住所地の基本健康診査結果表　③人間ドック成績表
これらがお手元にない場合や有効期間（1年）を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

【3】年齢について

総合パンフレット（08ページ）を参照ください。

4 共済期間（契約期間、以下同様）と掛金払込期間

共済期間は発効日から終身です。新「ゆうゆう」の他保障の共済期間とは異なります。

5 契約できる申込額

（1）300万円または500万円となります。　（2）左記以外の契約額をご希望の場合はゆうゆうセンターまでお問い合せください。

6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効になります。
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業　　②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

8 共済掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な月掛金はゆうゆうセンターへお問い合せください。

9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5月末現在の有効契約が対象）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（21ページ）を参照ください。

11 指定代理請求人

（1）契約者は、契約者が加入者である共済契約において、契約者が所定の共済金を請求できない特別な事情がある場合に、契約者の代理人として共済金を請求することができる方（以下「指定代理請求人」）を1名に限って指定することができます。
（2）指定代理請求人に指定できる方は、次の範囲内です。指定代理請求人を指定したのちに、別の方に変更する場合も同様です。
①契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
②契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

12 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、30日以内にその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから60日以内に共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。支払事由が発生した日の翌日から3年間請求手続きを行わなかった場合は、共済金がお支払いできないことがあります。

13 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 または 重度障害 共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6ヵ月以内と判断される場合には、死亡共済金にかえて「リビングニーズ」共済金を請求いただくことができます。 ②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等（★2）を原因として重度障害（★1）となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。	死亡・重度障害共済金額
災害死亡 共済金 または 障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（★2）を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき ②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（★2）を直接の原因として、共済期間中に重度障害（★1）の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金（重度障害のとき）は重複してお支払いしません。	災害特約共済金額または 災害死亡特約共済金額
生存共済金 （ハッピーボーナス）	掛金払込期間中、発効日から5年ごとに加入者が生存していたときにお支払いします。 ※生存共済金は現在「新規」での加入引受を行っておりません。	死亡共済金額×10%

（★1）重度障害状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表（47ページ参照）の第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、損傷状態をいいます。具体的には以下のとおりです。

1.両眼が失明したもの　2.そしゃく及び言語の機能を廃したもの　3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　5.両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6.両上肢の用を全廃したもの　7.両下肢をひざ関節以上で失ったもの　8.両下肢の用を全廃したもの
9.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの　10.両眼の視力が0.02以下になったもの
11.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの　13.両上肢を手関節以上で失ったもの
14.両下肢を足関節以上で失ったもの　15.そしゃく又は言語の機能を廃したもの
16.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
17.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

（★2）「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、または全労済所定の感染症をいいます。

14 掛金の払込免除について

①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障害の状態になったとき
例:両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど（詳細はゆうゆうセンターへお問い合せください）
上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません（掛金の払い込みを再開していただきます）。
②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき　●加入者の重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき　●加入者の精神障害または泥酔によるとき
●原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないとき
●地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他非常の出来事によるとき

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

1 クーリング・オフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」（21ページ）をご参照ください。

2 加入申込書および質問表

●加入申込書は全労済と契約を取り決めるもの、質問表は健康状態などを告知いただくもので、ともに契約にあたって重要な書類です。
●ご提出いただく際には、加入者になられる方の同意を得て契約者ご自身で記入され、内容を充分お確かめのうえ、署名・押印してください。
●申込日（告知日＝健康状態に関する告知をした日）は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。●加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴（病名や治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不充分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。●告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

3 解約と解約返戻金

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式（解約届）に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。

4 契約内容に関する届出（住所変更など）について

●契約者は、次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。
①加入者が加入できる方の範囲（続柄）に該当しなくなったとき　②契約者本人・加入者の氏名、住所を変更されたとき
③海外に長期滞在することになったとき　④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（21ページ「共済金受取人」（5）により、共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
<全共済金共済>
①告知義務違反があったとき
②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき
【1】基本契約
<死亡共済金>
①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき　②加入者の犯罪行為により死亡したとき
③共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
④契約者が故意に加入者を死亡させたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）
<重度障害共済金>
①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき　②加入者の故意（自殺行為を除きます）により重度障害となったとき
③加入者の犯罪行為により重度障害となったとき　④契約者が故意に加入者を重度障害にさせたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）
⑤重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払い後に重度障害共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき
【2】災害死亡特約
<災害死亡共済金・障害共済金>
①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失　②加入者の重大な過失　③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転する間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故　⑥加入者の精神障害または泥酔
⑦障害共済金（重度障害の場合）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金の支払い後に障害共済金の請求を受けたとき　⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないとき

6 共済契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。
（1）契約者または加入者が発効日にすでに死亡していたときや「加入できる方」（30ページ参照）の範囲外であったとき
（2）契約者が発効日に団体の構成員でなかったとき
（3）契約者が発効日にすでに退職者会を脱退していたとき
（4）共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）　（5）申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
（6）契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき　（7）契約のお申し込み（契約の締結）について契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

7 契約が解除となる場合

下記の場合は、契約が解除となります。また、同時に共済金のお支払いはできません。すでに支払い済みの場合は返還していただきます。
（1）契約の申し込み、共済金の請求、受領または掛金の払込免除の請求に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
（2）契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき
※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

8 契約の消滅について

下記の場合は、契約が消滅となります。
（1）加入者が死亡したとき
（2）加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

9 共済掛金の生命保険料控除について

●終身生命保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
●共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となる共済契約は次のとおりとなりますのでご注意ください。
納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者（内縁関係は対象となりません）その他の親族である契約です。

10 都道府県労働者共済生活協同組合定款（組合員に関する条文抜粋）

11 個人情報保護について

12 信用リスクについて

上記10～12の事項に関する詳細は、
全労済引受契約「共通事項」（21ページ）を参照ください。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづきます。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約 入院　手術
全　労　済	100%

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

1 引受団体と根拠規程

終身医療共済は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済　終身医療プランベーシックタイプ契約規定」にもとづき実施します。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（21～22ページ）を参照ください。

3 加入できる方

【1】契約者との続柄が下記の範囲である方
①契約者（組合員以下同じ）ご本人
②契約者の配偶者（内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。）
③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹
【2】加入申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方
質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ、詳細にご回答ください。
質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日（告知日）から過去1年以内に受けたものが有効です。
①勤務先の定期健康診断書　②住所地の基本健康診査結果表　③人間ドック成績表
これらがお手元にない場合や有効期間（1年）を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。
【3】年齢について
加入者となることができる年齢は、発効日において満15歳以上満75歳以下とします。

4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間

（1）共済期間は発効日から終身です。新「ゆうゆう」の他の保障の共済期間（毎年4月1日発効、3月31日満期の単年度契約）とは異なります。
（2）掛金払込期間は終身払いです。

5 契約できる申込額

（1）終身医療共済に契約できる申込額は、入院日額3,000円または5,000円です。
（2）加入者1名につき1契約のみ契約することができます。
（3）全労済が実施する「こくみん共済 終身医療3000または5000」と重複して契約することはできません。

6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効になります。
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業　②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

8 共済掛金額

終身医療保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。詳細は総合パンフレット（07ページ）をご参照ください。

9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5月末現在の有効契約が対象）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（21ページ）を参照ください。

11 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、30日以内にその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから60日以内に共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。支払事由が発生した日の翌日から3年間請求手続きを行わなかった場合は、共済金がお支払いできないことがあります。

12 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病気入院共済金	加入者が共済期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	病気入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金	加入者が50ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	病気入院共済金日額×10
災害入院共済金	加入者が共済期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故（★1）を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
災害手術共済金	加入者が50ページ記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故（★1）を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害入院共済金日額×10

（★1）「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

13 掛金の払込免除について

①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間（契約期間）中に全労済所定の身体障害の状態になったとき
例:両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど（詳細はゆうゆうセンターまでお問い合せください）
上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません（掛金の払い込みを再開していただきます）。
②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき　●加入者の重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき　●加入者の精神障害または泥酔によるとき
●原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないとき
●地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他非常の出来事によるとき

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

1 クーリングオフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」（21ページ）をご参照ください。

2 加入申込書および質問表

●加入申込書は全労済と契約を取り決めるもの、質問表は健康状態などを告知いただくもので、ともに契約にあたって重要な書類です。
ご提出いただく際には、加入者になられる方の同意を得て契約者ご自身で記入され、内容を充分お確かめのうえ、署名・押印してください。
申込日（告知日=健康状態に関する告知をした日）は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
●加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴（病名や治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不充分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
●告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

3 解約と解約返戻金

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式（解約届）に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。
●終身医療保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために、解約されたり契約が失効した場合の解約返戻金は、終身医療保障の場合0円となります。

4 契約内容に関する届出（住所変更など）について

●契約者は、次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。
①加入者が加入できる方の範囲（続柄）に該当しなくなったとき
②契約者本人・加入者の氏名、住所を変更されたとき
③海外に長期滞在することになったとき
④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（21ページ「共済金受取人」（5）により、共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共済>
①告知義務違反があったとき
②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

<病気入院共済金・手術共済金>
次のいずれかにより支払い事由に該当したとき
①契約者または加入者の故意または重大な過失
②加入者の知的障害（精神遅滞）、性格異常または薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病
③不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑥に該当するとき
④原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
※「知的障害（精神遅滞）、性格異常または薬物依存」とは、「厚生省大臣官房統計情報部編 疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によります。この場合「性格異常」については、当該分類提要中の「人格異常」の分類によります。
※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

<災害入院共済金・災害手術共済金>
次のいずれかにより支払事由に該当したとき
①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
②加入者の重大な過失
③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑥加入者の精神障害または泥酔
⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
※「精神障害」とは「厚生省大臣官房統計情報部編 疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によります。

6 共済契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。
（1）契約者または加入者が発効日にすでに死亡していたときや「加入できる方」（33ページ参照）の範囲外であったとき
（2）契約者が発効日に団体の構成員でなかったとき
（3）契約者が発効日に加入者でなかったとき
（4）契約者が発効日にすでに退職者会を脱退していたとき
（5）共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）
（6）申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
（7）契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
（8）契約のお申し込み（契約の締結）について、契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

7 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
（1）契約の申し込み、共済金の請求、受領または掛金の払込免除の請求に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。この場合、共済金のお支払いはできません。
（2）契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき。この場合、共済金をお支払いできないことがあります。
※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

8 契約の消滅について

下記の場合には、契約が消滅となります。
（1）加入者が死亡したとき
（2）加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

9 共済掛金の生命保険料控除

●終身医療保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
●生命保険料控除の対象ととなる契約は、納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が納税する本人または配偶者（内縁関係を除く）その他親族である契約です。

10 都道府県労働者共済生活協同組合定款（組合員に関する条文抜粋）

11 個人情報保護について

12 信用リスクについて

上記10～12の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（22ページ）を参照ください。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容	基本契約			
引受団体	死亡	後遺障害	入院	通院
全　労　済	全労済(100%)			

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ご不明の点は、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「交通災害共済」

1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」にもとづき実施します。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(21～22ページ)を参照ください。

3 加入できる方

契約の発効日または更新日に、下記のいずれかに該当する方
①契約者(組合員以下同じ)
②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く)
③上記以外の契約者と生計を一にする親族

4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額				
組合員および組合員と生計を一にする親族	100万円(10口)	200万円(20口)	300万円(30口)	400万円(40口)	500万円(50口)
	70円	**140円**	**210円**	**280円**	**350円**

5 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象です)。

6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(21ページ)を参照ください。

7 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に身体障害の状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表(詳細は47ページを参照ください)」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 ×給付割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。	入院共済金額×(入院日数(184日限度)－免責4日) ※免責4日分については、通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いします。※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。	通院共済金額 ×通院日数(90日限度)

8 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、下記に掲げるものをいいます。
(1)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ)との衝突、接触等による事故。
(2)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関に発生した衝突、接触、火災、爆発等による事故。
(3)運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
(4)乗客(入場客を含みます)として、改札口にある交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における加入者の不慮の事故。
(5)道路(道路交通法第2条に定めるもの)を通行中の加入者の下記に掲げる不慮の事故。
ア.建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
イ.崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ.火災または破裂・爆発

9 運行中および搭乗の定義

(1)「交通事故の定義について(36ページ)」および「共済金をお支払いできない場合(37ページ)」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、下記の各号の場合は含みません。
①駐車中　②車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中　③リフト、エレベータ、エスカレータ運転休止中
(2)「交通事故の定義について(36ページ)」および「共済金をお支払いできない場合(37ページ)」に定める「搭乗」とは、下記の各号をいいます。
①運行中の交通機関に乗車(船)するために交通機関に手または足をかけたときから、下車(船)のために片足が地面につく直前まで
②自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
③自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
④その他全労済が認めるもの

10 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
(1)氏名や住所が変更となった場合　(2)加入者について、交通事故による傷害を被った場合
(3)他の交通災害保険や交通災害共済に加入したとき

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

1 共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
(1)契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失
(2)加入者の犯罪行為によるとき
(3)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
(4)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
(5)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
(6)道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(交付を受けられない場合はお問い合わせください)
(7)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関(ブルドーザー、クレーンなど)の当該用途に関連して生じたもの
(8)列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの
(9)加入者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。)、競技・興行(練習を含みます。)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
(10)加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
ア.荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます)
イ.全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
(11)加入者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
(12)加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
(13)加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

2 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故の場合は、入院共済金額を「1口あたり50円に共済契約口数を乗じた金額、または1,000円のうちいずれか少ない額」と読み替えて計算された金額を入院共済金として支払います。

3 契約が無効となる場合

(1)加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方(36ページ)」の範囲外であったとき。
(2)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
(3)契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき　(4)契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき

4 契約が解除となる場合

下記の場合には契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。また既に共済金を支払っていた場合は、返還していただきます。
(1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
(2)共済金請求書に事実と異なることを記載、あるいは事実を記載しなかったり、損害の証拠、その他の書類を偽造したり変造したとき
(3)「契約内容に関する届け出について(上記参照)」の(3)が生じた場合で、かつ全労済が承諾しないとき
※契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

5 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

6 加入限度を超過した契約について

新「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

7 都道府県労働者共済生活協同組合定款(組合員に関する条文抜粋)

8 個人情報保護について

9 信用リスクについて

上記7～9の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(22ページ)を参照ください。

ZENROSAI NEWS
保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」にもとづき実施します。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（21～22ページ）を参照ください。

3 共済掛金について

火災共済および自然災害共済の月払掛金の額は下表のとおりです。

住宅構造	1口（10万円保障あたり）の月払掛金		
	火災共済	借家人賠償責任特約	自然災害共済
木造・モルタルなど	6.0円	4.0円	8.0円
鉄筋コンクリート	3.5円	2.0円	4.5円

※住宅・家財とも同じ掛金です。
※住宅構造は「住宅の構造について（40ページ）」を参照ください。

4 割り戻し金について

全労済は火災共済について毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金を還元します（5月末現在の有効契約が対象）。

5 加入限度を超過した契約について

新「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する風水害等給付金付火災共済・自然災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して前記規約および細則で定める加入基準額・加入限度額以内としてください。それを超えた契約は無効となり、共済金をお支払いできません。また、労働金庫から住宅を担保に貸付を受けて「質権火災共済」の契約をされている方の場合も同様です。

注意喚起情報 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

1 契約が解除・消滅となる場合

下記の場合は、契約は解除となります。
（1）契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
（2）契約者が、契約時に故意または重大な過失により、申込書の質問事項について事実を告げなかったり、事実でないことを告げたとき。
（3）通知の義務「契約内容に関する届け出について（38ページ参照）」が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき。または、通知した場合で全労済が承諾しないとき。
※契約が解除となったときは、共済金のお支払いはできません。すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

下記の場合は、契約は消滅となります。
契約の成立後、共済の目的が滅失したとき、または解体、譲渡されたとき。

用語の解説
「解除」とは、共済引受元の意思により、共済契約を途中で取りやめることをいいます。
「消滅」とは、共済契約の効力を失うことをいいます。

2 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
（1）氏名や住所が変更となった場合。（2）他の火災保険や火災共済に加入したとき。
（3）住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更するとき。または解体・増改築するとき。
（4）共済の目的である住宅または共済の目的である家財につき、契約が消滅する事由が発生したとき。
（5）30日以上空家または無人にするとき。
（6）共済の目的を他の場所に移転するとき（火災等、風水害等を避けるために5日以内で持ち出す場合を除く）。
（7）この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき。
（8）共済の目的が加入できる住宅または家財（39～40ページ参照）の範囲外になったとき。
（9）共済の目的である家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数が変わったとき。（10）契約者が死亡したとき。

3 解約について

この契約は契約期間途中でも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出ください。

4 都道府県労働者共済生活協同組合定款（組合員に関する条文抜粋）

5 個人情報保護について

6 信用リスクについて

上記4～6の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（22ページ）を参照ください。

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

1 火災共済について

火災共済は、火災・風水害などの際に加入者の住宅と家財の損害を補う共済です。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害を被った場合でも生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規定にもとづき実施します。

3 加入限度と加入基準

（1）加入限度
住宅の最高加入限度額は4,000万円（400口）、家財の最高加入限度額は2,000万円（200口）です。合計して6,000万円（600口）が加入限度となります。

（2）加入基準
住宅および家財それぞれの加入基準（下表）に従って、それぞれ2口単位でご加入ください。

①住宅の加入基準［最高加入限度4,000万円（400口）］

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪（3.3m²）あたりの加入基準
木造	東京・神奈川	80万円（8.0口）
	京都・大阪	75万円（7.5口）
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	70万円（7.0口）
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	65万円（6.5口）
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	60万円（6.0口）
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	55万円（5.5口）
鉄筋コンクリート	東京・神奈川	90万円（9.0口）
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	80万円（8.0口）
	上記以外の道県	70万円（7.0口）

※住宅面積（坪、m²）に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準［最高加入限度2,000万円（200口）］

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人
10坪（33m²）以上	～29歳	300万円（30口）	700万円（70口）	800万円（80口）	900万円（90口）	1,000万円（100口）
	30歳代	500万円（50口）	1,300万円（130口）	1,400万円（140口）	1,500万円（150口）	1,600万円（160口）
	40歳代	600万円（60口）	1,700万円（170口）	1,800万円（180口）	1,900万円（190口）	2,000万円（200口）
	50歳代	700万円（70口）	1,800万円（180口）	1,900万円（190口）	2,000万円（200口）	2,000万円（200口）
10坪未満	加入基準額…上記の金額または700万円（70口）のいずれか少ない額					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

4 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。1棟の住宅または1棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則1人となります。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

5 加入できる住宅または家財

<住宅>
（1）契約者または契約者と生計を一にする親族（以下、共済契約関係者）が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅。ただし、区分所有の住宅の場合には専有部分のみとなります。
（2）下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ（貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外）となります。下記①から③までのいずれにも該当しない場合は住宅全体の加入ができます。
①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える住宅。
②事務所・店舗等部分の面積が20坪以上の住宅。
③下記の用途をかねる住宅。
ア.常時10人以上が業務に従事する事務所。 イ.火薬類専門販売業、再生資源集荷業。 ウ.作業員宿舎、簡易宿泊所。
エ.貸座敷、待合、割烹、料亭。 オ.キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの。
カ.映画館、劇場、遊技娯楽場。 キ.工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫、車庫。
（3）住宅を共済の目的とする場合、下記に掲げるものは共済の目的に含まれます（ただし営業目的に使用しているものは含まれません）。
①畳、建具その他の建物の従物
②電気設備、ガス設備、冷暖房設備、システムキッチン、その他の建物の付属設備。
③門、塀、垣根（生垣は除きます）、その他の付属工作物（日常生活に使用していないものは除きます）。
④住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物（同上）。 ※③・④は風水害等共済金のお支払いの対象になりません。
（4）空家、別荘など人が居住していない建物は、新規加入での共済の目的となりません。

<家財>
(1)共済契約関係者が居住している日本国内の住宅内に収容されている、共済契約関係者が所有している家財。
(2)前ページ(住宅)(2)①~③の併用住宅で、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外となります)内の家財。
(3)次のものは、共済の目的に含まれません。
①通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます)、有価証券、印紙、切手など。
②貴金属、宝石、宝玉および貴重品、書画、彫刻物、その他の美術品。
③稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿など。
④営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など。
⑤自動車(総排気量125ccを超える自動車)。
⑥家畜、家きん、その他これらに類するもの。
⑦空家、別荘など人が居住していない建物内の家財。

6 住宅の構造について

(1)**鉄筋コンクリート住宅**とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。
①建物の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。
②外壁のすべてが下記のいずれかに該当する住宅。
ア.コンクリート造　イ.コンクリートブロック造　ウ.レンガ造　エ.石造　オ.土蔵造
(2)**木造・モルタル等住宅**とは、上記(1)の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。
※プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。
※木造住宅であるにもかかわらず鉄筋コンクリート住宅として間違って契約をされた場合には、いただいた掛金を木造住宅の掛金とみなし、木造契約に換算した共済金額に減額させていただきます。

7 共済金をお支払いする場合

<火災等共済金>
共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為(損害額5万円以上)、建物外部からの物体の落下・飛来(人為的な場合)の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額		臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	**10万円**	**契約共済金額の全額**	+	**共済金の15%** (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	——	契約共済金額を限度とした再取得価額		

●**留意事項**
(1)火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が70%以上の場合が全焼損となります。
(2)火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)をお支払いします。
(3)火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
①住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
②住宅の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。
(4)放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

<風水害等共済金>
共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上			30,000円	300万円	臨時費用共済金
半　壊	住宅の損壊率20%以上70%未満			15,000円	150万円	
一部壊	損害額		100万円を超える	4,000円	40万円	
			50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	
			20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	
			10万円を超え20万円以下	500円	5万円	
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円	+
			100~150cm未満	10,000円	100万円	
			70~100cm未満	7,000円	70万円	
			40~70cm未満	5,000円	50万円	
			40cm未満	3,000円	30万円	
	50%未満		100cm以上	3,000円	30万円	
			100cm未満	1,000円	10万円	

共済金の15%

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度(支払いランク)を認定します。

<臨時費用共済金>
共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1回の事故のお支払限度額は200万円となります。 •「臨時費用」とは、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

●**留意事項**
(1)住宅・家財いずれかのみの契約の場合、支払限度額は40ページ表の半額となります。
(2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
(3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
(5)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
(6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の区分には含まれません。
(7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

用語の解説(自然災害共済と共通です)
•「損壊」とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
•「床上浸水」とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
•「床上浸水の浸水高」は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
•「一部壊」とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%(1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20%(1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、鉄筋契約のみ対象です。
※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときに「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

<特別共済金>
住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にしている親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円(1人300万円を限度)

※共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に、火災等または風水害等が生じ、当該共済事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合、対象となります。

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

<持ち出し家財共済金>

持ち出し家財の損害
日本国内の他の建物内で火災等の損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。 ※「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

<地震等災害見舞金>
地震等により損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。この見舞金は、全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災(全焼)	最高300万円
地震等による損壊(全壊)	最高200万円

また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払い基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。
※加入口数に応じて支払額が異なります。　※貸家契約、空家契約は対象になりません。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

1 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
(1)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
(2)火災等または風水害等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難にあったことにより生じた損害
(3)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
(4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震等災害見舞金を除く)
(5)上記(3)または(4)の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
(6)発生原因がいかなる場合でも、火災等が(3)または(4)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

2 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。
(1)契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあっていること、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
(2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
(3)共済の目的が発効日または更新日において、「加入できる住宅または家財(39~40ページ参照)」の範囲外のとき
(4)共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分
(5)共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
(6)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
※契約が無効となる場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。掛金をお返しする場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、最高3年間分を限度としてお返しします。また、すでに全労済がお支払いした共済金、利用高割り戻し金および返戻金は返還していただきます。

3 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済のほかに、他の火災共済や火災保険などに加入している場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額となるように調整します。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」

借家人賠償責任特約は、全労済の「風水害等給付金付火災共済」の「借家人賠償責任特約」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災保障と組み合せて加入できる特約です。借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水事故が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。住宅面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で任意に加入ができます。

2 特約の契約方法

基本契約である「火災保障」と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。
①借用住宅に火災保障の保障の目的である「家財」が収容されているとき
②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

3 保障額算出の目安

住宅面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入ができます。総合パンフレットに記載の火災保障「借家人賠償責任特約<加入基準の目安>(14ページ)」でご確認ください。

4 加入できる方

加入できる方は、借用住宅の借主(かりぬし)です。
※火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上の加入が必要です。

5 基本契約(火災保障)との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。また、基本契約が共済期間の中途において終了したときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

■同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額
同一の借用住宅について、2人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が4,000万円を超えない範囲で、それぞれ共済契約者となることができます。

■共済金をお支払いする場合
共済期間中に、借用住宅が被共済者の責に帰すべき事由に起因する事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被共済者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、共済金をお支払いします。

<損害賠償共済金>
※1回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。
※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

<賠償費用共済金>
損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。
※1回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。
※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、「共済金をお支払いする場合(42ページ)」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

7 全労済による援助

全労済が必要と認めた場合、借用住宅の貸主からの損害賠償請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

1 共済金をお支払いできない場合(免責)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。
①次の事由によって滅失、損傷または汚損したことによる損害
(ア)共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意
(イ)共済契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
(ウ)借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事
(エ)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
(オ)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震・噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
(カ)上記(エ)・(オ)の損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、破裂または爆発、漏水等
②次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
(ア)被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
(イ)被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
③次の損害がある場合
共済契約者および被共済者が、事項の借家人賠償責任特約「契約内容に関する届け出について」の手続きを怠った場合において、当該事実の発生したときまたは共済契約者が当該事実の発生を知ったときから、全労済が通知を受理するまでの間に、借用住宅についてその貸主に対して損害賠償責任を負担することにより被った損害

2 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
①共済契約者および被共済者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、損傷または汚損したことを知っていたとき、または事故の原因が発生したことを知っていたとき
②更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額のお申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については①の規定を適用します。
③発効日または更新日において、借家人賠償責任特約 契約概要の「特約の契約方法(42ページ)」を満たしていないとき

3 契約内容に関する届け出について

共済契約者および被共済者は次の場合ゆうゆうセンターへご連絡ください。
①借家人賠償責任特約の「特約の契約方法(42ページ)」を満たさなくなったとき
②借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結するとき
③借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、損傷または汚損したとき

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

1 自然災害保障について

自然災害保障は、火災共済に追加して加入する共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害保障は、火災共済と同口数での契約となります。自然災害共済のみに加入することはできません。

2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時にご加入ください。

3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

4 共済期間および更新について

自然災害共済の契約の発効日・更新日または満期日は、火災共済の発効日・更新日または満期日と同一の日となります。火災共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、自然災害共済も同時に終了となります。また、自然災害共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、火災共済も同時に終了となります。

5 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「加入できる住宅または家財（39～40ページ）」と同様です。ただし下記は、自然災害共済では含まれません。
（1）門、塀、垣根その他の住宅の付属工作物
（2）住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物

6 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>
申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	建物の損壊率		70%以上	50,000円	3,000万円
半　壊			50%以上70%未満	35,000円	2,100万円
			30%～50%未満	25,000円	1,500万円
			20%～30%未満	15,000円	900万円
一部壊	損害額		100万円を超える	10,000円	600万円
			50万円を超え100万円以下	5,000円	100万円
			20万円を超え50万円以下	2,000円	50万円
			10万円を超え20万円以下	1,000円	20万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	25,000円	1,500万円
			100～150cm未満	18,000円	1,080万円
			70～100cm未満	15,000円	900万円
			40～70cm未満	10,000円	600万円
			40cm未満	5,000円	300万円
	全床面50%未満		100cm以上	5,000円	300万円
			100cm未満	1,500円	90万円

[支払要件]
（1）風水害等による共済の目的である住宅の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合
（2）共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合

●留意事項
火災共済の「共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項（2）～（6）（41ページ）が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。
- 風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

■用語の解説
- 一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
- 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

<地震等共済金>
共済期間中に地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

被害の程度		損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
損壊焼損等	全壊・全焼	70%以上	20,000円	1,200万円
	半壊・半焼	20%～70%未満	10,000円	600万円
	一部壊・一部焼	損害額100万円超	2,000円	120万円

[支払要件]
（1）共済の目的である住宅・家財に地震等の損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。
（2）下記の損害は、地震等による損害に含みます。
①地震等によって生じた火災等による損害。
②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
③発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項
（1）72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
（2）共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
（3）物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

●地震等特別共済金
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限ります。

<盗難共済金>
盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨（1万円以上）	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項
（1）汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
（2）通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
（3）通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
（4）通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
（5）預貯金証書の損害は、下記の事実があったときに限ります。
①盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
②預貯金が引き出されていたこと
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあうことをいいます。

<傷害費用共済金>
風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害には、傷害費用共済金をお支払いします。身体障害の場合は、47～48ページの「身体障害等級別支払割合表」の支払割合に応じてお支払いします。

1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金をお支払いします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、共済期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し、共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または所定の身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の自然災害共済のほかに、風水害等・地震等・盗難による損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとの損害の額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。
※なお、盗難における「持出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額（他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。
①持ち出し家財:限度額100万円
②通貨:限度額20万円
③預貯金証書:限度額200万円

8 共済金が削減される場合

下記の場合には、契約は削減となります。

(1)自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・自治労共済・電通共済生協・JP共済生協・教職員共済生協(以下「自然災害共済実施生協」)が共同で実施するものです。

(2)1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、自然災害共済実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、下記の②総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を①の算式により計算した金額に削減します。

$$①お支払いする共済金=\frac{所定の支払共済金の額 \times 総支払限度額(下記のアまたはイ)}{自然災害共済実施生協の所定支払共済金総額}$$

②総支払限度額

ア.風水害等　400億円

※明治以降の風水害等による被害では、1959年に発生した伊勢湾台風によるものが最大でしたが、この総支払限度額はこれと同程度の風水害等が襲来しても充分に共済金を支払うことができる水準として設定しています。

イ.地震等　1,700億円

※地震による被害は「1923年の関東大震災」級の地震が再来した場合の被害が最大といわれています。この場合は共済金を削減してお支払いせざるをえません。しかし、その他過去100年間に発生した地震と同程度であれば、共済金を規定どおり支払うことができる水準とし設定しています。

※この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定めたものです。

(3)大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会で組合員の皆さまの承認をいただき、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。

(4)共済金削減の場合の概算払い

共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

9 地震保険料控除

自然災害共済の地震等損害部分の掛金が、地震保険料控除の対象となります。

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

1 風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

(1)風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難によって生じた損害。

(2)地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金のみ)。

(3)屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(125cc以下)の盗難による損害。

(4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害。

(5)核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。

(6)(4)または(5)の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害。

(7)発生原因がいかなる場合でも、風水害等または地震等が(4)または(5)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害。

2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。

(1)契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人等の故意、重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害。

(2)上記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金をお支払いできない場合(免責)」の(4)、(5)、(6)、(7)の原因による場合に生じた死亡および身体障害。

(3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの。

3 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。

(1)契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあっていることや損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき。

(2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。

(3)大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。

(4)契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分。

(5)共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分。

(6)契約が無効となる場合で、契約者が善意であり、しかも重大な過失がないときは、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。掛金をお返しする場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、3年分を限度にお返しします。また、すでに全労済がお支払いした共済金、利用高割り戻し金および返戻金は返還していただきます。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

資料(各保障に関する関連情報)

1 終身生命保障、交通災害保障、自然災害保障における「身体障害等級別支払割合表」

全労済が引受する交通災害保障(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命保障(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(平成21年6月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5. 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 1上肢を手関節以上で失ったもの 3. 1下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1上肢の用を全廃したもの 5. 1下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1. 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの	30%

等級	身体障害	支払割合
第10級	1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 正面視で複視を残すもの 2. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5. 削除 6. 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2. 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に変形を残すもの 6. 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7. 削除 8. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4. 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 8の2. 1手の小指を失ったもの 9. 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11. 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12. 局部にがん固な神経症状を残すもの 13. 男性の外ぼうに著しい醜状を残すもの 14. 女性の外ぼうに醜状を残すもの	10%
第13級	1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2. 正面視以外で複視を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2. 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4. 1手の小指の用を廃したもの 5. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6. 削除 7. 削除 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10. 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 削除 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指接間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男性の外ぼうに醜状を残すもの	4%

［備考］

1. 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

2 入院・手術保障(損害保険会社)における手術支払割合表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm²未満は除く）	20
2. 乳房切断術	20
§.筋骨の手術（抜釘術は除く）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術（腫瘍の単なる切開は除く）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔湾曲症手術を除く）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く）	10
§.呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§.循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§.消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹を伴うもの）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）	10
§.尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術を除く）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§.内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除手術	20
§.神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§.感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§.感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§.悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く）	20
§.上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に傷害手術共済金または疾病手術共済金いずれか1回の支払を限度とする）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術共済金または疾病手術共済金いずれか1回の支払を限度とする）	10
§.新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術共済金または疾病手術共済金いずれか1回の支払を限度とする。）	10

（注1）「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

（注2）「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

（注3）「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

3 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1.手術の定義

(1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1.から94.に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

(2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2.適用方法

(1)1.の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の2以上に該当したときは、それらのうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。「衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とする。)」「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とする。)」「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」「血管塞栓術(施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とする。)」に該当する手術。

(2)所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術(25cm²未満は除く)	10
2. 四肢軟部腫瘍摘出術	10
3. 乳腺腫瘍摘出術	10
4. 乳房切断術	10
§.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
5. 骨移植術	10
6. 骨髄炎・骨結核手術(腫瘍の単なる切開は除く)	10
7. 頭蓋骨観血手術	10
8. 鼻骨観血手術	10
9. 上顎骨・下顎骨観血手術(歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く)	10
10. 脊椎・骨盤観血手術	10
11. 鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10
12. 四肢切断術	10
13. 切断四肢再接合術	10
14. 四肢骨・四肢関節観血手術	10
15. 腱・靭帯観血出術	10
§.呼吸器・胸部の手術	
16. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
17. 喉頭切開術	10
18. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開頸・開胸を伴うもの)	10
19. 胸郭形成術	10
20. 縦隔腫瘍摘出術	10
§.循環器の手術	
21. 体内用ペースメーカー埋込術(電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10
22. 体内用ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	10
23. 血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	10
24. 血管塞栓術(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする)	10
25. 動静脈内埋込型カテーテル設置術	10
26. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10
27. 直視下心臓内手術	10
28. 心膜切開・縫合術	10
§.脾・リンパ節の手術	
29. 脾摘除術	10
§.消化器の手術	
30. 耳下腺腫摘出術	10
31. 顎下腺・舌下腺腫摘出術	10
32. 食道離断術	10
33. 腹膜炎手術	10
34. 胃切除術	10
35. その他の胃・食道手術(開頸・開胸・開腹を伴うもの)	10
36. ヘルニア根本手術	10
37. 限局性腹腔膿瘍手術	10
38. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
39. 直腸脱根本手術	10
40. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	10
41. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
42. 肝移植手術(受容者に限る)	10
43. 肝臓・胆嚢・肝道・膵臓手術	10
§.尿・性器の手術	
44. 腎臓・腎盂手術	10
45. 腎移植手術(受容者に限る)	10
46. 尿管・膀胱手術	10
47. 膀胱周囲膿瘍切開術	10
48. 尿道狭窄手術	10
49. 陰茎切断術	10
50. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
51. 陰嚢水腫根本手術	10
52. 子宮全摘除術	10
53. 帝王切開娩出術	10
54. 子宮外妊娠手術	10
55. 膣脱手術	10
56. その他の子宮手術(子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10
57. 卵巣・卵管手術	10
§.内分泌器の手術	
58. 下垂体腫瘍摘除術	10
59. 甲状腺手術	10
60. 副腎手術	10
§.神経の手術	
61. 神経観血手術	10
62. 頭蓋内手術	10
63. 脊髄硬膜内外手術	10
64. 脊髄腫瘍摘出術	10
§.感覚器・視器の手術	
65. 観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
66. 緑内障手術	10
67. 硝子体茎顕微鏡下離断術	10
68. 線維柱帯顕微鏡下切開術	10
69. 白内障・水晶体観血手術	10
70. 硝子体観血手術	10
71. 網膜剥離症手術	10
72. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。視力矯正術を除く)	10
73. 眼筋移植術	10
74. 眼球摘除術・組織充填術	10
75. 眼窩腫瘍摘出術	10
76. 眼窩下垂症手術	10
77. 結膜嚢形成術	10
78. 角膜移植術	10
79. 涙小管形成術	10
80. 涙嚢鼻腔吻合術	10
§.感覚器・聴器の手術	
81. 観血的鼓膜・鼓室形成術	10
82. 乳様洞削開術	10
83. 中耳根本手術	10
84. 内耳観血手術	10
85. 聴神経腫瘍摘出術	10
§.悪性新生物の手術	
86. 悪性新生物根治手術	10
87. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする)	10
88. その他の悪性新生物手術	10
§.上記以外の手術	
89. 上記以外の開頭術	10
90. 上記以外の開胸術	10
91. 上記以外の開腹術	10
92. 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする)	10
93. 体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置を除く。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする)	10
§.新生物根治放射線照射	
94. 新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上照射で、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする)	10

MEMO

窓　口

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター

お問い合わせ先

新「ゆうゆう」の制度内容に関するお問い合わせは

新「ゆうゆう」コールセンター

0120-81-3401

受付期間　2010年1月6日（水）～2010年2月26日（金）

受付時間　月～金 10:00～18:00

●新「ゆうゆう」コールセンターのご利用について

契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護によりご契約者（組合員）本人からのお問い合わせのみご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

新「ゆうゆう」の運営に関するお問い合わせは

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

0565-25-1901

受付時間　月～金 9:00～17:30